

定期試験を受験するにあたって

宮崎県立看護大学 教務委員会

大学における試験は、学修の到達度を確認し、その結果及び成果を自己評価し、今後の学修に繋がるものとして非常に重要です。このような観点から、試験については厳正・公平に実施し、不正行為には、厳しい措置をとります。学生の皆さんは、十分に自覚して公正な態度で受験してください。

■ 受験資格 (①②を満たすもの)

①受験する科目の履修登録を行っている。 ②授業の出席日数が、総時間数の3分の2以上である。

■ 試験日時・教室

教員からの連絡を確認してください。通常授業と異なっている場合があります。

■ 受験上の注意

- ① 筆記用具以外(許可されたものを除く)は、鞆等にしまい足元に置くこと。
- ② 携帯電話の使用は一切禁止します。所持している場合は、必ず電源を切ること。
- ③ 試験開始後 20 分もしくは、各科目で指定された遅刻限度を超えて遅刻した場合は、その試験を受験できません。
- ④ 試験開始後の退室は、試験監督者(科目責任教員)の指示に従うこと。
- ⑤ 不正行為や疑わしい行為、私語や受験環境を妨げる行為をしないこと。
- ⑥ その他、試験中は全て試験監督者(科目責任教員)の指示に従うこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を十分に行い、試験監督者(科目責任教員)の指示に従うこと。

■ 不正行為

学則第 43 条及び学生規程 14 条に基づき、厳格な処分が下されます。

不正行為…代理受験、答案交換、カンニングペーパー等の使用、机や身体等への書き込み、他人の答案の転写・覗き込み・わき見、他人に答案を見せる行為、言動や携帯電話(その他の通信機器)等による連絡、許可のない参考書等の参照、許可された参考書等の貸し借り、答案の持ち出し、その他上記に準ずる行為。

私語や受験態度不良、不正行為を疑う行為など、厳正な試験実施を妨げる行為も厳重に対処します。

■ 欠席・遅刻

試験の欠席や遅刻につながる事由の発生やそのおそれがある場合は、早急に科目責任教員に連絡してください。試験直前や試験中の場合は、事務局教務学生担当に連絡してください。

■ 追試験

疾病その他やむを得ない事由事情により試験を受けることができなかったものに対し行うことができます。必ず学生便覧の該当の頁を確認し、科目責任教員に連絡した上で、試験終了後 1 週間以内に事務局に「追試験願」を提出してください。

新型コロナウイルス感染症にかかわる事由で、保健所や大学から自宅待機や出席停止を指示された場合は、必要な手続きを行い「追試験」を受けることができます。

※新型コロナウイルス感染症に伴う欠席や試験についての詳細は、「新しい学校生活のためのガイドブック Ver.7」(p18-19)を確認してください。

◆試験の種類及び手続き

試験の種類	追試験	再テスト	再試験
対象者	疾病その他やむを得ない事由により 本試験 を受けることのできなかった者で、所定の手続きにより、認められた者	本試験 の評点が合格点に達しない者で、科目責任教員が必要と認めた者	2年次までに開講している必修科目で、試験（追試験・再テストを含む）を受けた結果、不合格になった者で、所定の手続きにより認められた者
受験できる科目や回数	・受験科目数の制限なし。 ・1回のみとする。	・受験科目数の制限なし。 ・実施の有無や回数は、科目責任教員の判断による。（実施しない場合もある）	・1、2年次を通して2科目のみで、1科目につき1回限り ・実施の有無は、科目責任教員の判断による。（実施しない場合もある）
手続き	科目担当教員に連絡した上で、 本試験終了後1週間以内 に欠席事由を証明する書類（疾病の場合の医師の診断書や交通機関の遅延証明書など）を添え、「追試験願」を事務局教務学生担当に提出し、許可を得る。 ※一時的な体調不良で「診断書」等がない場合やその他、証明書類についての不明点は、事務局教務学生担当へ問い合わせる。	科目担当教員の指示による。	再試験を希望する者は、再試験期間が始まる3日前までに「再試験願」を事務局教務学生担当に提出し、許可を得る。
試験日	・疾病その他やむを得ない事由がなくなり次第、速やかに行う。 ・科目担当教員の指示による。（科目担当教員と要相談）	・成績確定前に行う。 ・科目担当教員の指示による。（科目担当教員と要相談）	後期の成績受取後に設け、事前に掲示する。
成績評価	本試験同様に、S（90点以上）、A（80点以上、90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）とする。	C（60点）またはD（60点未満）	C（60点）またはD（60点未満）

（2022 年 5 月）

定期試験を実施するにあたって

宮崎県立看護大学 教務委員会

授業科目を履修した学生に対し、シラバスに記載された到達目標の達成度を評価するため、当該科目の成績評価基準に基づき厳格、公正に試験を行い、合格した者に単位を認定する。

■受験資格の確認

学生の ①履修登録 ②出席日数が、総時間数の3分の2以上である ことを確認する。

■試験日程、教室の周知

試験は、原則として各授業担当教員の持ち時間で行う。ただし、特別に時間割を組んで行うこともできるものとする。この場合は、決まり次第、学生と教務学生担当へ連絡する。

■試験の厳格、公正な実施

- ①学生には「定期試験を受験するにあたって」により周知しているので、内容を確認する。
- ②教室内における座席は、試験監督者(科目責任教員)が指示する。
- ③開始、終了時刻及び退室可能時刻は、試験監督者(科目責任教員)が、時刻合わせされた時計(教室もしくは試験監督者の時計)により指示する。
- ④試験監督者(科目責任教員)は、試験室の巡視を十分に行い、不正行為を未然に防止するよう留意し、必要に応じて注意を与える。また、必要な場合は、試験監督者の配置について他教員等に協力を求めるなど、試験の厳格、公正な実施に最大限の努力を払うものとする。

■不正行為の防止と対応

試験監督者(科目責任教員)が、不正行為があったと判断した場合、その学生の試験を直ちに切りやめ、証拠物件を確保し、当該学生に不正の事実を確認する。不正行為の態様、時間、試験監督者(科目責任教員)のとした措置等を記録し、事務局教務学生担当に提出(教務委員長報告)する。不正行為の事実が確認された場合、原則として、不合格(0点)とする措置をとる。不正行為を行った学生については、学則第43条及び学生規程第14条により、教授会の議を経て学長が処分を行う。

■新型コロナウイルス感染症に対する感染対策の徹底

学生及び試験従事者の感染対策を徹底する。

■欠席・遅刻

学生へは、「試験開始後 20 分もしくは、各科目で指定された遅刻限度を超えて遅刻した場合は、その試験を受験できないこと」を周知している。また、「試験の欠席や遅刻につながる事由の発生やそのおそれがある場合は、早急に科目責任教員に連絡すること、試験直前や試験中の場合は、事務局教務学生担当に連絡すること」を周知している。

※欠席・遅刻の学生との連絡は科目責任教員が行う。学生と連絡が取れない場合は、科目責任教員が学年顧問に情報を提供する。欠席届や追試験願等の手続きは、教務学生担当に相談・問い合わせする。

■採点

明確な採点基準のもと、厳格、公正な採点を行う。

■成績の提出

指定の期日・方法で提出する。

◆試験の種類及び手続き

試験の種類	追試験	再テスト	再試験
対象者	疾病その他やむを得ない事由により 本試験 を受けることができなかった者で、所定の手続きにより、認められた者	本試験 の評点が合格点に達しない者で、科目責任教員が必要と認めた者	2年次までに開講している必修科目で、試験（ 本試験・再テストを含む ）を受けた結果、不合格であった者で、所定の手続きにより認められた者
受験できる科目や回数	・受験科目数の制限なし。 ・1 回のみとする。	・受験科目数の制限なし ・実施の有無や回数は、科目責任教員の判断による。（実施しない場合もある）	・1、2 年次を通して 2 科目のみで、1 科目につき 1 回限り ・実施の有無は、科目責任教員の判断による。（実施しない場合もある）
手続き	科目担当教員に相談した上で、 本試験終了後 1 週間以内 に欠席事由を証明する書類（疾病の場合の医師の診断書や交通機関の遅延証明書など）を添え、「追試験願」を事務局教務学生担当に提出し、許可を得る。 ※一時的な体調不良で「診断書」等がない場合やその他、証明書類についての不明点は、事務局教務学生担当へ問い合わせる。	科目担当教員の指示による。	再試験を希望する者は、再試験期間が始まる 3 日前までに「再試験願」を事務局教務学生担当に提出し、許可を得る。
試験日	・疾病その他やむを得ない事由がなくなり次第、速やかに行う。 ・科目担当教員の指示による。（科目担当教員と要相談）	・成績確定前に行う。 ・科目担当教員の指示による。（科目担当教員と要相談）	後期の成績受取後に設け、事前に掲示する。
成績評価	本試験同様に、S（90 点以上）、A（80 点以上、90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）とする。	C（60 点）または D（60 点未満）	C（60 点）または D（60 点未満）

（2022 年 5 月）